岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

# 岩手県規則第73号

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年岩手県規則第78号)の一部を次のように改正する。

改正前

(貸付けの申請等)

第6条 申請者は、別に定める様式による沿岸漁業改善資金貸 | 第6条 申請者は、別に定める様式による沿岸漁業改善資金貸 付申請書(以下「貸付申請書」という。) に別に定める様式 による事業計画書を添えて、当該申請者の住所地(団体にあ っては、その主たる事務所の所在地。以下同じ。)をその地 区内に含む水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11 条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合で、第12条第2項 の規定により岩手県信用漁業協同組合連合会(以下「県信漁 連」という。) から貸付けに係る事務の一部の委託を受けた もの(以下「経由漁協」という。) (当該住所地をその地区 内に含む経由漁協がない場合にあっては、県信漁連。以下「 委託事務処理機関」という。)を経由して知事に提出しなけ ればならない。

### $2 \sim 4$ 「略]

(農商工等連携促進法の特例)

第13条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促┃第13条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促 進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携 促進法」という。)第13条第1項の規定の適用を受ける者に ついてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右 欄に掲げる字句とする。

第3条	「略]	中小企業者と農林漁業者との連携に
717 0 710	FEHJ	
		よる事業活動の促進に関する法律(
		平成20年法律第38号。以下「農商工
		等連携促進法」という。) <u>第13条第</u>
		<u>1項</u> に規定する認定中小企業者(以
		下「認定中小企業者」という。) 又
		は同項に規定する構成員が同法第4
		条第2項第2号ハに規定する措置を
		行う場合(以下「農商工等連携促進
		法の措置を行う場合」という。) に
		おける1認定中小企業者
[略]		

についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄 に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。

「略]

改正後

(貸付けの申請等)

付申請書(以下「貸付申請書」という。) に別に定める様式 による事業計画書その他知事が必要と認める書類を添えて、 当該申請者の住所地(団体にあっては、その主たる事務所の 所在地。以下同じ。) をその地区内に含む水産業協同組合法 (昭和23年法律第242号) 第11条第1項第3号の事業を行う 漁業協同組合で、第12条第2項の規定により岩手県信用漁業 協同組合連合会(以下「県信漁連」という。)から貸付けに 係る事務の一部の委託を受けたもの(以下「経由漁協」とい う。) (当該住所地をその地区内に含む経由漁協がない場合 にあっては、県信漁連。以下「委託事務処理機関」という。 )を経由して知事に提出しなければならない。

# 2~4 「略]

(農商工等連携促進法の特例)

進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携 促進法」という。)第14条第1項の規定の適用を受ける者に ついてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右 欄に掲げる字句とする。

第3条	[略]	中小企業者と農林漁業者との連携に
		よる事業活動の促進に関する法律(
		平成20年法律第38号。以下「農商工
		等連携促進法」という。) <u>第14条第</u>
		<u>1項</u> に規定する認定中小企業者(以
		下「認定中小企業者」という。) 又
		は同項に規定する構成員が同法第4
		条第2項第2号ハに規定する措置を
		行う場合(以下「農商工等連携促進
		法の措置を行う場合」という。) に
		おける1認定中小企業者
[略]		

2 農商工等連携促進法第13条第2項の規定の適用を受ける者 | 2 農商工等連携促進法第14条第2項の規定の適用を受ける者 についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄 に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。

「略]

附則

#### 1 [略]

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に 関する法律(平成23年法律第40号)第115条、第122条第3 項、第123条第3項及び第126条第2項の規定の適用を受ける 者についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ<u>同表右欄</u>に掲げる字句 とする。

[略]		
別表第1経営等改善資	5年以内(据	8年以内(据
金の款乗組員安全機器	置期間1年	置期間4年
等設置資金の項	<u>3年</u>	6年
[略]		

# 別表第1(第2条、第4条、第9条関係)

資	資金の種類 貸付内容		貸付限度額	償還期間 等
経	操船作業	1・2 [略]	500万円(自	[略]
営	省力化機		動操だ装置を	
等	器等設置		設置する場合	
改	資金		にあっては1	
善	[略]	<u>3</u> [略]	台につき100	
資		<u>4</u> [略]	万円、遠隔操	
金		<u>5</u> [略]	縦装置を設置	
			する場合にあ	
			っては1台に	
			つき50万円、	
			レーダーを設	
			置する場合に	
			あっては1台	
			につき180万	
			円、自動航跡	
			記録装置を設	
			置する場合に	
			あっては1台	
			につき120万	
			円、GPS受	
			信機を設置す	
			る場合にあっ	
			ては1台につ	
			き130万円)	

附則

# [略]

関する法律(平成23年法律第40号)第115条、第122条第3 項、第123条第3項及び第126条第2項の規定の適用を受ける 者についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

[略]		
別表第1経営等改善資	5年以内(据	8年以内(据
金の款乗組員安全機器	置期間1年	置期間4年
等設置資金の項		
[略]		

別表第1(第2条、第4条、第9条関係)

51):	<b>衣</b>	1(第2条	、弗4余、	第9条	ミ)対(が <i>)</i>		
	資金の種類		資金の種類 貸付内容		貸付限度額	償還期間 等	
	経	操船作業	1 • 2	「略]	500万円(自	[略]	
	営	省力化機		ドスラ	動操だ装置を		
	等	器等設置			設置する場合		
	改	資金	費用		にあっては1		
	善	[略]	<u>4</u> [略	]	台につき100		
	資		<u>5</u> [略	]	万円、遠隔操		
	金		<u>6</u> [略	]	縦装置を設置		
					する場合にあ		
					っては1台に		
					つき50万円 <u>、</u>		
					サイドスラス		
					ターを設置す		
					る場合にあっ		
					ては1台につ		
					き400万円、		
					レーダーを設		
					置する場合に		
					あっては1台		
					につき180万		
					円、自動航跡		
					記録装置を設		
					置する場合に		
					あっては1台		
					につき120万		
					円、GPS受		
					信機を設置す		
					る場合にあっ		
					ては1台につ		
					き130万円)		

渔ろう作	1~3 [略]	500万円(動	[略]	漁ろう作	1~3 [略]	500万円(動	[略]
			F-03	業省力化	1 0 [24]	力式つり機を	[-0]
機器等設		設置する場合		機器等設		設置する場合	
置資金	5   カラー魚群			置資金		にあっては1	
[略]	探知機の設置			[略]		<u>件</u> につき <u>500</u>	
니다니	費用	<u>とフィ</u> にっと <u>80万円</u> 、ライ		FMT 7		<u>万円</u> 、ライン	
	6 海水冷却装					ホーラー等の	
	置の設置費用	の揚縄機を				揚縄機を設置	
	<u>E。。 [略]</u>	砂 <u>郷 機</u> を 設置する場合			<u>4</u> [略]	する場合にあ	
	<u>8</u> [略]	にあっては1			<u>5</u> [略]	っては1台に	
	<u>9</u> [略]	台につき120				つき120万円	
	<u>o</u> [#u]	万円、ネット			<del>_</del>	、ネットホー	
		ホーラー等の				ラー等の揚網	
		揚網機を設置			<u> </u>	機を設置する	
		する場合にあ			8 海水冷却装		
		っては1台に				は1台につき	
		つき120万円			9 海水殺菌装		
		、漁業用ソナ				取りウインチ	
		<u>・                                    </u>			10 漁業用ソナ		
		場合にあって				合にあっては	
		は1台につき			<u>カラー魚群</u>		
		500万円、カ				500万円、放	
		ラー魚群探知			費用	電式集魚灯を	
		機を設置する			<u></u> 12 潮流計の設		
		場合にあって			置費用	にあっては1	
		は1台につき				セットにつき	
		150万円、海				200万円、漁	
		水冷却装置を				業用クレーン	
		設置する場合				を設置する場	
		にあっては1				合にあっては	
		台につき180				1 台につき	
		<u>万円</u> 、巻取り				400万円 <u>、漁</u>	
		ウインチを設				獲物等処理装	
		置する場合に				置を設置する	
		あっては1台				場合にあって	
		につき <u>70万円</u>				は1台につき	
		(中核的漁業				<u>500万円、海</u>	
		者協業体にあ				水冷却装置を	
		<u>っては、300</u>				設置する場合	
		<u>万円)</u> 、放電				にあっては1	
		式集魚灯を設				台につき180	
		置する場合に				万円、海水殺	
		あっては1セ				菌装置を設置	
		ットにつき				する場合にあ	
		200万円、漁				っては1台に	

		業用クレーン				1		つき300万円	
		を設置する場						<u>、</u> 漁業用ソナ	
		合にあっては						<u>、                                    </u>	
		1 台につき						場合にあって	
		400万円)							
		400万円)						<u>は1台につき</u>	
								500万円、力	
								ラー魚群探知機を設置する	
								場合にあって	
								<u>は1台につき</u> 150万円、潮	
								流計を設置す	
								が る場合にあっ	
								<u>ては1台につ</u> き500万円)	
補機関等	[略]	500万円 (補	[略]		補機関等	Гт	 洛]	500万円(補	[略]
網機関等 駆動機器	「一」	機関(動力取	[   [		無動機器 那動機器		rt l	機関(動力取	「中合」
心 動機 等 設置資									
		出し装置付き			等設置資			出し装置付き	
金 [略]		推進機関を含			金 「呱~			推進機関を含む、ない記号	
[哈]		む。)を設置 する場合にあ			[略]			む。)を設置する場合にあ	
		9 る場合にめ						9 る場合にあっては1台に	
		つき400万円						つき400万円	
		、油圧装置を						、油圧装置を	
		設置する場合						設置する場合	
		にあっては1						にあっては1	
		台につき <u>100</u>						台につき <u>500</u>	
		万円)						万円)	
[略]		<u>// []</u> /			[略]			<u>// []</u> /	
乗組員安	1 [略]	150万円(転	転遊防止		乗組員安	1	[略]	150万円(転	5年11月
<sup>米</sup> 祖貝女 全機器等					全機器等		rmロ기	落防止用手す	
土版的可 設置資金		り、滑り止め			主版			り又は安全カ	
区 旦 貝 並 [略]	<u>設固賃用</u> 3 [略]	り <u>、領り並め</u> 又は安全カバ			[略]		[略]	バー装置を設	
「加口、」	<u>3</u>	一装置を設置			[뉴다]	_	[略]	置する場合に	
	5 船上トイレ		,			<u> </u>		あっては50万	0 /
	の設置費用	っては50万円						円、揚網機安	
	<u> </u>	、揚網機安全						全装置を設置	
		装置を設置す						主表置を設置する場合にあ	
		る場合にあっ						っっては40万	
		では40万円 <u>、</u>						円)	
		船上トイレを						1 47	
		設置する場合							
		<u>にあっては30</u>							
		1 1 C (X 1 · 2 C X AL 1) ()	ニーンハトリグ	1 1 1	i	1		1	i
		万円)	含む。)						

			イレを
			置する
			合にも
			てはる
			<u>以内</u>
救命消防	1 膨張式救命	130万円( <u>膨</u>	膨張式
設備購入	いかだの購入	張式救命いか	<u>命いた</u>
資金	<u>費用</u>	だを購入する	<u>、</u> 救台
[略]	2 [略]	場合にあって	衣 <u>、</u> *
	3 救命浮環又	は1台につき	浮環、
	は救命浮輪の	<u>50万円、</u> 救命	命浮軸
	購入費用	胴衣、救命浮	信号約
	4 信号紅炎の	環、救命浮輪	又は消
	購入費用	、信号紅炎又	器を購
	<u>5</u> [略]	は消火器を購	する場
	<u>6</u> [略]	入する場合に	にあっ
	<u>7</u> [略]	あっては10万	は2年
		円、イーパブ	内、1
		を購入する場	パブ∑
		合にあっては	レータ
		60万円、レー	トラン
		ダートランス	ポンタ
		ポンダを購入	購入す
		する場合にあ	場合は
		っては65万円	ってに
		)	年以内
漁船転覆	1 [略]	150万円 (漁	[#
防止機器	2 甲板口のコ	獲物の横移動	
等設置資	ーミングの設	防止装置、甲	
金	置費用	板口のコーミ	
[略]	3 甲板口の閉	<u>ング又は甲板</u>	
	鎖装置の設置	口の閉鎖装置	
	費用	を設置する場	
	<u>4</u> [略]	合にあっては	
		30万円、甲板	
		上の魚そうを	
		廃し、これに	
		代えて甲板下	
		に魚そうを設	
		置する場合に	
		あっては100	
		万円)	

+1 10° A 44		100 7 11 ( 14	사스미국
救命消防		130万円(救	救命胴衣
設備購入		命胴衣又は消	又は消火
資金		火器を購入す	器を購り
[略]	<u>1</u> [略]	る場合にあっ	する場合
		ては10万円、	にあって
		イーパブを購	は2年以
		入する場合に	内、イー
		あっては60万	パブ <u>、</u> レ
		円、レーダー	ーダート
	<u>2</u> [略]	トランスポン	ランスオ
	3 [略]	ダを購入する	
	<u>-</u> [略]	場合にあって	
	<del>1</del>	は65万円、小	緊急連絡
	急連絡装置の	型漁船緊急連	<u>装置</u> を購
	購入費用	絡装置を購入	入する場
		する場合にあ	合にあっ
		っては1件に	ては5年
		つき130万円	以内
		)	
漁船転覆	1 [略]	150万円(漁	[略]
防止機器		獲物の横移動	
等設置資		防止装置を設	
金		置する場合に	
[略]		あっては30万	
		円、甲板上の	
		魚そうを廃し	
	<u>2</u> [略]	、これに代え	
	<u></u>	て甲板下に魚	
	i		
		こう た 担 署 士	
		そうを設置する場合にある	
		る場合にあっ	
		る場合にあっ ては100万円	
		る場合にあっ	
		る場合にあっ ては100万円	
		る場合にあっ ては100万円	
		る場合にあっ ては100万円	
[略]		る場合にあっ ては100万円	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。